

# 記 録

文書番号	SCJ 第 2 5 期 - 0 5 0 9 0 4 - 2 5 3 6 0 5 0 0 - 0 3 5
委員会等名	法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会
標題	「婚姻平等」についての論点整理
作成日	令和 5 年 ( 2 0 2 3 年 ) 9 月 4 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この対外報告は、日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

#### 日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

委員長	南野 佳代	(第一部会員)	京都女子大学法学部教授
副委員長	三成 美保	(連携会員)	追手門学院大学法学部教授
幹事	星乃 治彦	(連携会員)	福岡大学名誉教授
幹事	谷口 洋幸	(連携会員)	青山学院大学教授
委員	高橋 裕子	(第一部会員)	津田塾大学学長・教授
委員	伊藤 公雄	(連携会員)	京都産業大学客員教授
委員	大河内 美紀	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
委員	緒方 桂子	(連携会員)	南山大学法学部教授
委員	隠岐 さや香	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
委員	國分 典子	(連携会員)	法政大学法学部教授
委員	佐藤 義明	(連携会員)	成蹊大学法学部教授
委員	島岡 まな	(連携会員)	大阪大学大学院法学研究科教授
委員	鈴木 賢	(連携会員)	明治大学法学部教授
委員	内藤 忍	(連携会員)	独立行政法人労働政策研究・研修機構 副主任研究員
委員	二宮 周平	(連携会員)	立命館大学名誉教授
委員	三浦 まり	(連携会員)	上智大学法学部教授
委員	矢野 恵美	(連携会員)	琉球大学大学院法務研究科教授
委員	吉沢 豊予子	(連携会員)	関西国際大学保健医療学部教授
委員	吉田 道代	(連携会員)	和歌山大学観光学部観光学科教授
委員	吉田 容子	(連携会員)	弁護士
委員	來田 享子	(連携会員)	中京大学スポーツ科学部教授
委員	紙谷 雅子	(連携会員(特任))	学習院大学法学部教授

報告および資料の作成に当たり、以下の方々にご協力いただきました。

大島 梨沙 新潟大学法学部教授

## 目次

<b>1. 記録作成の目的と背景</b> .....	<b>4</b>
(1) 本記録の目的.....	4
(1) 経緯.....	4
<b>2. 「婚姻平等」についての現状と課題</b> .....	<b>5</b>
(1) 総論「婚姻平等の射程」 .....	5
①検討の前提～性のあり方の多様性に関する科学的知見.....	5
②婚姻平等の意味.....	5
③婚姻平等と家族形成.....	6
④婚姻平等の到達点.....	7
(2) 比較法から—台湾法を手がかりに.....	7
(1) 日本国憲法と婚姻制度.....	11
①婚姻平等の承認に至る「動因」を阻害するもの.....	11
②婚姻平等の憲法問題：憲法 24 条＝同性婚の禁止規範説の不在.....	11
③婚姻平等の憲法問題：同性婚を要請する日本国憲法上の根拠.....	11
<b>3. おわりに</b> .....	<b>13</b>

## 1. 記録作成の目的と背景

### (1) 本記録の目的

本分科会は、2017年には「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—<sup>1</sup>」(以下、2017年提言)、2020年には「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして (II) —トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—<sup>2</sup>」(以下、2020年提言)を発出した。2017年提言では、婚姻平等を含む包括的差別禁止法を目指して個別分野における法改正を提言した。2020年提言では、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律を改廃し、法的性別変更要件の緩和を求めた。

これら二つの提言が示した課題が実現していない現状を明らかにし、性的指向及び性自認(以下、SOGI)に基づく差別を禁止する法整備を速やかに行うよう求めるために、本分科会における審議結果をまとめたものを、すでに今期「記録 性的指向・性自認に基づく差別を禁止する法律(SOGI差別禁止法)の必要性について」(SCJ第25期-200728-20370700-001)(作成日 令和5年(2023年)3月31日)(以下、「記録(1)」)として発出している。

本記録は、この間分科会で開催した2回に及ぶ勉強会、並びに2023年1月7日の「婚姻平等の射程」と題するシンポジウムにおける議論を踏まえ、「記録」を、婚姻平等を中心とした理論と実証の双方から補完する意味から、婚姻平等を中心とした①全体的論点整理及び資料的補完、②台湾を中心とした具体的事例の紹介 ③とくに日本国憲法との関連における論点整理をまとめたものである。これら二つの記録は、婚姻平等にかかる議論において参考資料となるべきものである。

### (2) 経緯

今期・25期の本分科会では重点課題・テーマの一つとして、社会でも一般に関心が高い性や家族形態の多様性の検討を進め、2回にわたる分科会内勉強会を開催した。1回目は講師として鈴木賢明治大学法学部教授による「台湾における婚姻平等化と法施行後の社会に起きていること」(2021年12月18日、オンライン開催)というテーマで、2回目は、講師として大島梨佐新潟大学法学部准教授を招請し、「性の多様性に関するフランス法の現在」(2022年2月13日、オンライン開催)というテーマで議論した。

それを踏まえたうえで、公開シンポジウムにより、より広くの関心をもつ市

---

<sup>1</sup> 日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」(2017年9月29日)、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>

<sup>2</sup> 日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして (II) —トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」(2020年9月) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>

民も含めた議論が企画された。シンポジウムの要綱は以下の通りである。

- ① 日 時：令和5年（2023年）1月7日（土）13：30～17：30、
- ② テーマ 婚姻平等の射程
- ③ 主催：日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会、法学委員会ジェンダー法分科会、社会学委員会ジェンダー研究分科会
- ④ 後援：ジェンダー法学会。具体的
- ⑤ 次第 趣旨説明 星乃治彦（日本学術会議連携会員、福岡大学名誉教授）  
総論「婚姻平等の射程」二宮周平（日本学術会議連携会員、立命館大学名誉教授）  
中川重徳（弁護士）札幌地裁判決と大阪地裁判決の検討～弁護団から原告当事者の思い  
鈴木賢（日本学術会議連携会員・明治大学法学部教授）比較法から一台湾法を手がかりに  
大河内美紀（日本学術会議連携会員・名古屋大学大学院法学研究科教授）憲法から  
コメント三成美保（日本学術会議連携会員、追手門学院大学教授）  
オンライン登録者は300人弱、当日参加200人弱となり、社会的関心の高さにこたえる水準の高い企画であったと思われる。

以下、本シンポジウムのうち、その理論的中核となる①総論「婚姻平等の射程」二宮周平（日本学術会議連携会員、立命館大学名誉教授）②鈴木賢（日本学術会議連携会員・明治大学法学部教授）比較法から一台湾法を手がかりに③大河内美紀（日本学術会議連携会員・名古屋大学大学院法学研究科教授）憲法から、を、本「記録」にまとめ、上記提言発出以降の知見の更新として社会にむけて公開したい。

## 2. 「婚姻平等」についての現状と課題

### （1）総論「婚姻平等の射程」

#### ①検討の前提～性のあり方の多様性に関する科学的知見

今日の科学的知見によれば、性自認、性的指向など、そのあり方＝セクシュアリティは多様であり、それぞれがその人の生来の性質（個性）である。多様性を各自の個性として尊重する立場から検討する。

#### ②婚姻平等の意味

法制度としての婚姻の意義は、①共同生活の保障（民法、社会保障、税法等の諸権利・義務の付与）と家族形成の保障（嫡出推定、生殖補助医療や養子縁組の利用資格等）、②公的機関への登録と公示（婚姻関係の公証）、③関係性の社会的承認にある。

日本の婚姻制度は戸籍制度と一体化され、夫婦と子を単位として家族を捉え、

婚姻の特権化と、離婚した人や婚姻を選択しない人、婚外子への差別・排除を生んだ。したがって、同性婚を認めることは、同性カップルを婚姻制度に取り込み、同性婚の特権化、同性婚を選択できないあるいは選択しない関係を差別化すると批判がある。しかし、問題を抱える婚姻制度であっても、異性カップルには、婚姻をする、しないの選択肢があり、自分たちで選ぶことができるのに対して、同性カップルには選択肢がない。その結果、①②③を得られない。それは、社会の対等な構成員として承認されていないことを意味する。一般的に法制度には人々の意識を変える可能性がある。婚姻平等の視点から同性婚を導入することは、社会が同性カップルを始め、性のあり方の多様性を受容する契機になる。

### ③婚姻平等と家族形成

同性婚は、同性カップルが共同生活を営む場合の選択肢の1つである。フランスやベルギーなどでは、性別を問わず、カップルのライフスタイルに合わせて、法律婚、登録パートナー制、事実婚の選択が可能である<sup>3</sup>。こうした選択肢を可能にする制度的条件は、子の保護を婚姻から切り離すことである。例えば、フランスでは、「嫡出」概念の廃止、婚外子の相続分差別の廃止、父子関係の成立・否定の可能な限りの統一、離婚後及び非婚の場合の共同親権、訪問権の保障（子と別居親、兄弟姉妹間、祖父母と孫等）、養育費の公的支援などの改革がなされた<sup>4</sup>。父母の関係がいかなるものであれ、父母は法律上の親子関係に基づいて、子の生育を保障するのである。したがって、婚姻はカップルの関係に純化されることから、上記の3つの選択肢の1つになった。

日本はこうした状況にはない。まず、婚姻平等を通じて、同性カップル、トランスジェンダーカップルなどセクシュアルマイノリティの人たちの家族形成を保障することから始める必要がある。現行法では、未成年子の夫婦共同縁組及び特別養子縁組も、提供型生殖補助医療（第三者から精子・卵子の提供を受ける）も、その利用資格は法律婚夫婦に限定されている。同性婚を導入することは、同性カップル等にこれらの利用資格を認め、子どもと家族を形成することを可能にする。次に、これらの利用資格を法律婚以外のカップルに開放することによって、婚姻を介さない家族形成を保障することが可能になる。提供型の生殖補助医療の場合も、養子縁組同様、「親になる意思」を基準として法律上の親子関係が成立すると捉えると<sup>5</sup>、親子関係の根拠は血縁と婚姻から「親となる意思」になり、嫡出推定

<sup>3</sup> イレーヌ・テリー（石田久仁子・井上たか子訳）『フランスの同性婚と親子関係～ジェンダー平等と結婚・家族の変容』（明石書店、2019）110～114頁、ジャン＝ルイ・ランション（大島梨沙訳）「ベルギーにおけるカップルの地位の法的三元構造の発展」立命館法学 351号（2013）225頁以下。

<sup>4</sup> 松本薫子「婚姻法の再定位：フランス民法典の変遷から（7・完）」立命館法学 404号（2023）444～446頁。

<sup>5</sup> 山口真由『アメリカにおける第二の親の決定』（弘文堂、2022）191、204頁等

は認知と並んで、親となる意思を推定するものに転換され、子の保護と婚姻の切り離しに繋がる可能性がある。

#### ④婚姻平等の到達点

セクシュアルマイノリティ当事者である子どもが自分の将来に希望を持てることとは、性自認や性的指向で差別を受けることなく進路を選択できること、好きな人とめぐり合う機会があれば、一緒に暮らし、家族となること、その1つとして子をもうけ、育てることなど、セクシュアルマイノリティでない人と同じ生活を享受できることである<sup>6</sup>。今まさに子をもうけ子育てを希望する当事者にとっても、そう思わない当事者にとっても、セクシュアリティを認識した若い世代の当事者にとっても、シングルで生きる、パートナーと暮らす、子どもと家族を形成するなど生き方の選択肢が等しく保障されることは、人として平等に処遇されることであり、人間の尊厳の確保である。これが婚姻平等の到達点である。

### (2) 比較法から-台湾法を手がかりに<sup>7</sup>

同性間で婚姻すること（台湾では婚姻平権とフレーミング）を公に求める動きは、1986年5月、祁家威という一人のゲイが、裁判所で婚姻の公証を求めたことに遡る。2006年以降、2016年までに立法院（国会）には計7つの法案（同性婚特別法案ないし民法改正案）が提出されてきたが、宗教右派を主体とする大規模なカウンタームーブメントが巻き起こるなど、論争が膠着するなか採択には至らなかった。そうしたなかで、大法官会議（憲法裁判所に相当）が2017年5月、性別を同じくする両名に婚姻を成立させていない民法（規定の欠落）が、憲法が保障する婚姻自由（22条）、法の下での平等（7条）に反するとして、立法機関に対して2年以内の法改正（ないし制定）を命じ、期限が徒過すれば、現行法にもとづく同性間の婚姻成立を認めた（司法院积字第748号解釈）。

その後、反対派は同性間の婚姻権をいかなる法形式（民法 or 特別法）により保障するかを問う国民投票を発動し（2018年11月）、投票者の7割を超える人が民法改正には反対した。そこで大法官解釈と国民投票の民意の双方を満足させるべく、748号解釈施行法（同性婚法）が立法院で採択され（2019年5月）、同年5月24日から施行された。同法施行4周年を迎える2023年5月末までに、合計で約1万1千組の同性カップルが結婚を成立させた。このように台湾の婚姻平等は、司法（憲法裁判所）、直接民主主義（国民投票）、間接民主主義（議会

---

<sup>6</sup> 中塚幹也「トランスジェンダーの家族形成～特例法の婚姻要件、手術要件を中心に」二宮周平編『LGBTQの家族形成支援～生殖補助医療・養子&里親による〔第2版〕』（信山社、2023）186～187頁。

<sup>7</sup> 2（2）に使用している図表は、2021年12月18日の分科会内勉強会で使用した資料をアップデートしたもの。

立法)の3つのチャンネルを使い切って達成されたのが特徴的である。

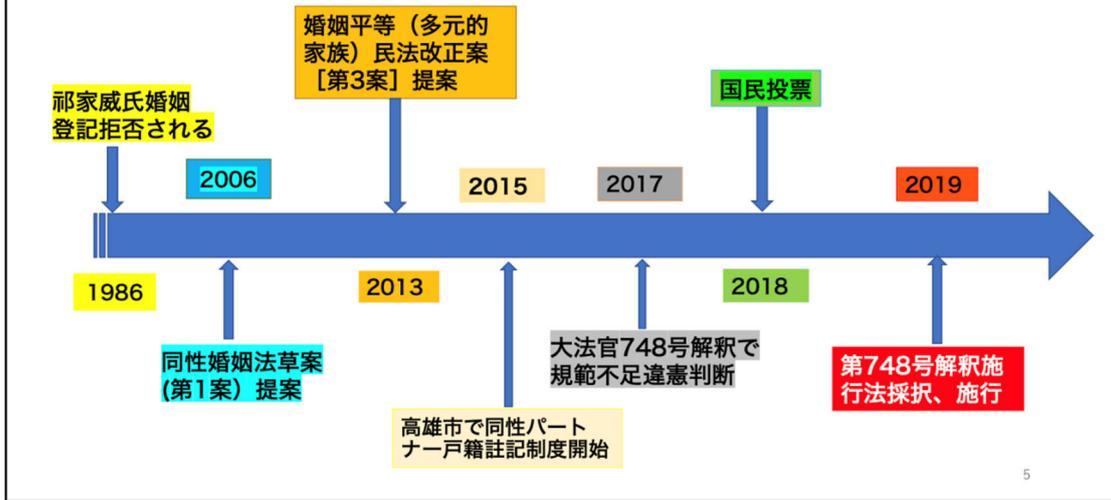
台湾は元来、儒教的家族倫理が根強い社会であり、異性と婚姻して、子をもうけることに強い拘りをもつ。これとキリスト教などの教義が結合して、伝統的な家族を守ることをスローガンとする反対運動が、婚姻平等に立ちはだかった。これを女性運動に発した活発な市民運動と政権(蔡英文総統、与党民進党)の支持表明、政権による大法官の指名により、司法を動かすことに成功した。こうした規範変動の背後には、マイノリティの人権保障という課題が台湾アイデンティティへのコミットメントと結びつくという特殊な環境があった。これは権威主義的統治を強化しつつある中国の存在が、裏から後押したもの(中国ファクター)とも言える。また、政権交代を繰り返す政治状況が、問題の解決に時間の区切り(日程)を設定し、際限の無い論争に終止符を打つことを可能にした。

短期間に運動が成果を上げたのは、台湾華語(横文字ではない漢字)による3つの独特なフレーミングが作用した。すなわち、LGBTQ+などの性的マイノリティを総称する「同志」、男女の性別を超えて、ジェンダーや性的指向、性自認、性的特徴などを包括する「性別」、そして特権を求めているのではなく、単に平等化を主張していることを明らかにした「婚姻平権」(婚姻権の平等化)であった。これにより運動は、単に外国からの受け売りではない、台湾自身の政治課題としてアジェンダ設定され、一般民衆への訴求力も獲得した。

法の制定後、残されていた異性婚との相違も、訴訟の提起を受けて、以下のように解消に向かっている。①外国籍の同性パートナーとの婚姻につき、国際私法規定の解釈を変更し、すべての国のパートナーとの婚姻を可能とした(2023年1月)。②他人の子を同性婚の両当事者が共同養子縁組する場合にも、民法の規定を平等に準用する法改正が行われた(2023年5月)。

政府機関(行政院性別平等処)による世論調査によれば、法の施行後、同性カップルにも婚姻する権利があるとする意見に賛成する者が過半数を超えるなど、国民意識が多様な性を受け入れる方向で変わっている。逆に伝統的な異性愛家族が崩壊するなどの弊害は生じていないし、特に同性婚の誕生で問題が起きているわけでもない。これまで婚姻から排除されていた同性に性的指向が向く者も、平等に法的な家族を形成できるようになっただけであることが確認できる。

## 台湾における婚姻平等がたどった歷程 (347p付録3)



## 台湾 同性婚4周年

台湾における同性間の結婚／離婚統計 2019年～2023年4月末現在

	2019年	2020年	2021年	2022年	1月	2月	3月	4月	累計
結婚数	2,939	2,387	1,856	2,477	203	273	292	200	10,627
男性	928	674	535	685	71	80	92	84	3,149
女性	2,011	1,713	1,321	1,792	132	193	200	116	7,478
離婚数	110	371	508	612	56	53	64	39	1,813
男性	50	100	126	158	14	12	16	8	484
女性	60	271	382	454	42	41	48	31	1,329

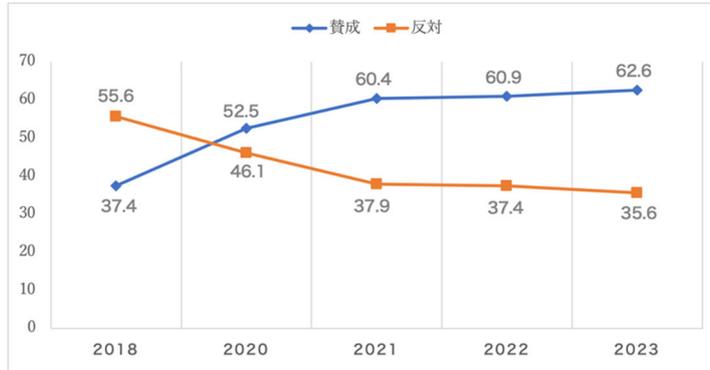
©鈴木賢

統計典拠：台湾内政部戸籍人口統計 <https://www.ris.gov.tw/app/portal/346>  
 婚姻全体の約2%が同性間、女性カップルが7割 (拙著282p)

## 制度は意識を変える

台湾行政院「性別平等電話民意調査」 2019年5月から同性婚法施行

「同性カップルは法的に結婚する権利を持つべきだと思いますか」



**婚姻平等（制度）により変わる台湾の国民意識、社会通念**

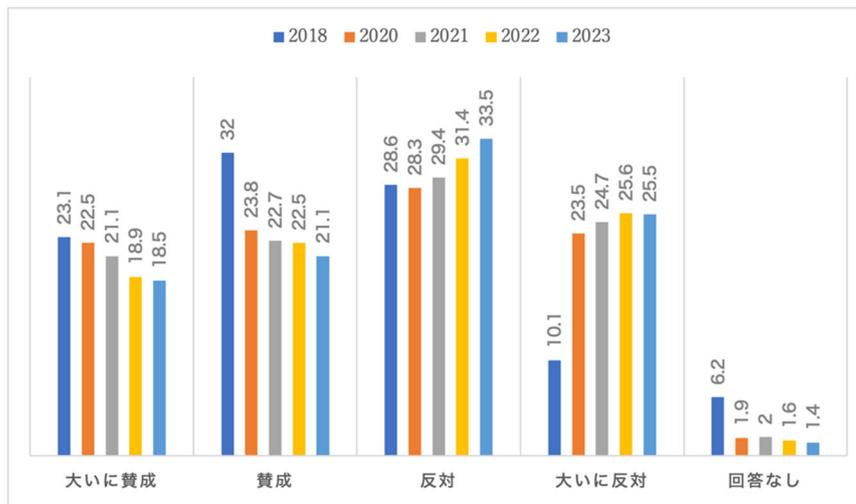
**権利あり  
37.4%→62.6%**

調査データ出所：「107～112年性別平等観念電話民意調査」調査報告  
<https://gec.ey.gov.tw/Page/COA6CC38F299B3B7>

拙著287p参照

33

「同性カップルが結婚すれば、家族制度や倫理が破壊されると思いますか？」



Yes  
55.1%  
↓  
39.6%

No  
38.7%  
↓  
59.0%

**結論**  
「同性婚は家族制度・倫理を崩壊させない」

調査データ出所：  
「107～112年性別平等観念電話民意調査」調査報告  
<https://gec.ey.gov.tw/Page/COA6CC38F299B3B7>

34

### (3) 日本国憲法と婚姻制度

#### ①婚姻平等の承認に至る「動因」を阻害するもの

- ・ 同性婚の承認に至った国における「動因」は政治主導型(オランダ、ベルギー、スペイン等)、人権条約型(イギリス、オーストリア等)、訴訟型(南アフリカ、カナダ、アメリカ)に大別できる。ただし、複数の「動因」が密接に関わりあっていることも少なくない。
- ・ 日本はこれらの動因が作用しにくい法的・政治的構造にある。とりわけ、訴訟型(カナダ、アメリカ)の国においては、連邦制のもとで州法と連邦法・連邦憲法との整合性を争う形で提起された訴訟が決定的な役割を果たしたのに対し、そうした構造を持たない日本では私権保障型の訴訟の提起を待つよりなかった。

#### ②婚姻平等の憲法問題：憲法 24 条＝同性婚の禁止規範説の不在

- ・ 裁判上、違憲性が問題となるのは禁止規範または要請規範に違反している場合であるところ、憲法 24 条を同性婚の禁止規範と捉える学説は、ほぼ存在しない。
- ・ 2019 年に提訴された「結婚の自由をすべての人に」訴訟において、国側も憲法 24 条を同性婚の禁止規範であるとする主張を積極的に展開はしておらず、また、現在までに下された 5 つの判決においても、禁止規範説はいずれも否定されている。

#### ③婚姻平等の憲法問題：同性婚を要請する日本国憲法上の根拠

- ・ 同性婚の要請規範となりうる日本国憲法の規定としては①13 条後段、②13 条前段、③14 条(平等)、④24 条 1 項、⑤24 条 2 項が挙げられる。これらは、権利アプローチ(①④)、平等アプローチ(③)、尊厳アプローチ(②⑤)に分類できる。

##### ③-1 権利アプローチ

- ・ 権利アプローチは、憲法 13 条の保障する幸福追求権(自己決定権)の 1 形態としての婚姻の自由または家族形成権、もしくは、婚姻の自由を保障する憲法 24 条 1 項の一内容として「同性間で婚姻する権利」を導きだそうとするものである。
- ・ 自己決定権の内容に婚姻の自由・家族形成権を含むことについては、学説上はほぼ異論はない<sup>8</sup>。そのため、「婚姻」概念を拡大することによって、同性間で婚姻する権利をそこに含まれると論じる余地はあるが、学説上はあまり進展は見られない。
- ・ 権利アプローチの進展を阻害する一因として、婚姻に関する制度的思考が挙げられる。婚姻に関する制度的思考は、憲法 24 条 1 項が保障する

---

<sup>8</sup> 佐藤幸治「家族関係は…個人の自己実現・自己表現という人格的価値を有するが故に、基本的には、人格的自律権の問題と解される。この問題は…憲法 24 条の法的性格・内実をどう捉えるかに関係してくるが、24 条の解釈が未だ必ずしも定まっていな中で、家族の形成・維持にかかわる事柄の根本は人格的自律権(自己決定権)にあることをまずは確認しておきたい」(『日本国憲法論〔初版〕』(成文堂、2011 年) 191 頁)などを参照。

婚姻の自由をあくまで「ワンパッケージの制度として設計された婚姻をいつ・誰とするかしないかの選択を当事者の自由意思に委ねることを指す」と解する最高裁令和3年6月23日大法廷決定の法廷意見に顕著に示されている。婚姻の内容が制度によって具体化されることに重きをおくこの思考方法によれば、憲法13条のいう「自己決定」から「婚姻する権利」を導き出すことには難しく<sup>9</sup>、このアプローチを追求するためには制度的思考それ自体を批判的に再検討する必要がある<sup>10</sup>。

- ・ 同性婚に関する5つの下級審判決で、このアプローチで同性婚に肯定的な結論を導き出したものは存在しない。

### ③-2 平等アプローチ

- ・ 平等アプローチは、同性カップルと異性カップルが婚姻制度またはそれに付随する諸利益を等しく享受していないことを憲法14条の禁ずる不合理な差別と構成するものである<sup>11</sup>。
- ・ 憲法14条の射程は広く、同性婚の問題を容易に含みうるが、現状同条違反が疑われる事例について行なわれる違憲審査の密度は必ずしも高くなく<sup>12</sup>、違憲審査の密度を高める工夫が必要である。
- ・ 同性婚の要求を、単なる法的権利の要求ではなく「正統性」と「自尊」の回復と位置づけた上で憲法14条に根拠づける学説も存在する<sup>13</sup>が、これはむしろ尊厳アプローチとみることもできる。
- ・ 同性婚に関する5つの下級審判決のうち、札幌判決<sup>14</sup>および名古屋判決<sup>15</sup>がこのアプローチで同性婚に肯定的な結論を導き出している。

---

<sup>9</sup> 白水隆「(24条にかかる)両判決を受けて、ことさら…同条に婚姻する権利を読み込む必要は高くないようにも思える」「法律婚は…法的権利及び義務が伴う制度であるが故に、このような婚姻制度への参加を自己決定できるものと捉えることは妥当ではない」(『平等権解釈の新展開』(三省堂、2020年)100頁)などの議論を参照。

<sup>10</sup> 「24条が定める婚姻が時代によって変遷していること、更にいえば、現代に適合するよう婚姻の意味を進歩的に解釈することができるのではないか」白水・前掲104頁を参照。

<sup>11</sup> 共同生活契約の公証の不在・共同親子関係形成資格の不在を14条侵害と構成する木村草太の議論(木村草太「意見書」<<https://www.call4.jp/file/pdf/202008/7b78e327018245da7a47260a10454e06.pdf>>3-5頁)、齊藤笑美子「家族と憲法—同性カップルの法的承認の意味」全国憲法研究会編『憲法問題21』113頁(2010年)、大野友也「日本国憲法と同性婚」月報全青司452号6頁(2017年)、榎透「日本国憲法における同性婚の位置」専修法学論集135号15頁(2019年)などを参照。

<sup>12</sup> 最高裁の判断枠組みでは高い審査密度での審査を期待できないとする白水・前掲102頁を参照。

<sup>13</sup> 卷美矢紀(同性カップルが望んでいるのは)「他ならぬ『正統性』」であり、同性婚の承認は「現在でも『二流市民』として社会的に差別されている者たちが、自尊を回復すべく対等な人格としての承認の『象徴』を求める闘争」

「Obergefell判決と平等な尊厳」憲法研究5号(2019年)95頁を参照。

<sup>14</sup> 札幌地裁2021年3月17日

<sup>15</sup> 名古屋地裁2023年5月30日

### ③-3 尊厳アプローチ

- ・ 尊厳アプローチは、同性カップルについて婚姻制度またはそれに類する家族形成のための制度が用意されていないことが、憲法 13 条前段の定める「個人の尊重」原理に反する、または、婚姻制度の設計にあたり国会に与えられた裁量の限界を画すものとして憲法 24 条 2 項に定められた「個人の尊厳」<sup>16</sup>に反するとするものである。
- ・ 同性婚に関する 5 つの下級審判決のうち、東京判決<sup>17</sup>、名古屋判決および福岡判決<sup>18</sup>がこのアプローチで同性婚に肯定的な結論を導き出している。

### 3. おわりに

本件に関する社会的関心の高さを鑑みれば、「記録 性的指向・性自認に基づく差別を禁止する法律 (SOGI 差別禁止法) の必要性について」、並びに本「記録」に集積された知見が、婚姻平等の実現に向けた検討に資することを期待する。

---

<sup>16</sup> 憲法 24 条 2 項のこの解釈は、最大判平成 27 年 12 月 16 日によって示されている。

<sup>17</sup> 東京地裁 2022 年 11 月 30 日

<sup>18</sup> 福岡地裁 2023 年 6 月 8 日